

沢岬こども園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 童愛福祉会
所 在 地	浦添市沢岬 1-11-6
電 話 番 号	098-877-8896
代表者氏名	理事長 當間 美千代

2 利用施設

施 設 の 種 類	浦添市公私連携幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	沢岬こども園
施 設 の 所 在 地	浦添市沢岬 998
連 絡 先	電話番号 098-870-0600 FAX 098-870-0601
管 理 者	園長 大岩 慎治
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前の 3.4.5 歳児
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 75 人
開 設 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日

3 サービスの目的・運営方針

沢岬こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉及び教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	1303 m ²
	園庭	750 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	869 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	3 室	うさぎ組 (3 歳児クラス) やぎ組 (4 歳児クラス) そら組・ほし組 (5 歳児クラス兼遊戯室)
事務所	1 室	事務室・会議室・面談室・保健室・給湯室・園長室
エントランス	1 室	多目的スペース
アトリエ	1 室	園児工作室
屋 上	1	運動遊び・プール・水遊びスペース
調理室	1 室	
絵本コーナー	1 室	
子育て支援室	1 室	
職員休憩室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数
園長	1
主幹保育教諭	1
保育教諭	9
事務員	1
調理員	3

当園では、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号及び関係法令等、以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育及び教育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：15～18：15）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（9：15～18：15）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：15～19：15）8H 勤務ローテーション
短時間保育教諭	勤務時間帯はその都度調整

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日・慰霊の日・気象状況等に伴い園長が開園不可能と判断した日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育及び教育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

（延長保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、8時15分から16時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時15分まで又は16時15分から18時15分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）

教育を提供する時間

浦添市において1号認定の保育認定を受けた子どもに対し8時15分から14時15分の範囲内で教育保育を提供します。また、保護者の事情等により一時預かり保育として14時15分から18時15分の間の保育を提供します。

（一時預かり保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となり、おやつ等の食数把握の為、事前の申し込みをお願いします）

8 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成二十九年三月三十一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第一号)を踏まえ、以下の教育及び保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記 7 に記載する時間において、教育及び保育を提供します。

(2) 保育の特色

- ・ コーナー遊び異年齢交流活動 ・ 郷土文化伝承活動
- ・ 自然体験活動 ・ 栽培収穫活動
- ・ わらべ歌遊び ・ 運動あそび

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
3 歳児		11 時 45 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 45 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 45 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。(毎月、平日 1 回弁当日)

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
(除去食・代替食の提供)

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

3. 4. 5 歳児の家庭は保育料は無償です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表 1 に掲げる費用を負担していただきます。

徴収金額については保護者会等との話し合いにより変動する可能性があります。
お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 一時預かり保育料及び延長保育に係る延長利用者負担金

一時預かり保育及び延長保育を利用した場合、浦添市延長保育負担金をお支払いいただきます。

※別表 2 にて浦添市延長保育料を記載しております。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2 号認定児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関及び薬剤師と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科，小児内科

医療機関の名称	ティードこどもクリニック
医 院 長 名	健山 幸子
所 在 地	浦添市城間 4-3-10-1

(2) 歯科

医療機関の名称	うえはら歯科クリニック
医 院 長 名	上江洲 出
所 在 地	浦添市仲間 3-23-2

(3) 薬剤師

機関の名称	メルシー薬局
薬剤師名	池田 武俊
所 在 地	島尻郡南風原町兼城 656-3

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、お子さんのかかりつけ医や入園のしおりに記載しております「主に利用している病院リスト」の医療機関に受診し「緊急カード」に明記された緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 知念 加代子 ・ご利用時間 9：30～ 16：00 ・電話番号 098-870-0600 ・F A X 098-870-0601 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	元地域自治会長	當間 清春
第三者委員	地域民生委員	比嘉 美枝子

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める別表 3 及び 消防計画書等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

* 台風及び緊急災害の保育取り扱いについては別表 3 に記載の通りです。

1 5 虐待防止に関する事項

虐待防止のための措置に関する事項	・窓口担当者 大岩慎治・知念加代子 ・ご利用時間 9 : 30 ~ 16 : 00 ・電話番号 098-870-0600 ・FAX 098-870-0601
------------------	---

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償保険 損害保険 学校保険
保険の内容	対人・対物 上限 10 億

1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 8 個人情報の取り扱い

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用子どもまたはその家族の秘密は漏らしません。

当園は、小学校、特定教育・保育施設等、地域こども・子育て支援事業を行う物その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。

別表 1 保育において提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	対象	内容	金額
給食費	3. 4. 5 歳児	1 号認定 2 号認定	月額 5. 000 円 月額 6. 000 円 世帯により 副食費免除あり
教材代	全園児	園児が使用する教材代 (名前ゴム印・連絡袋・園帽子等)	実費
記念撮影代	全園児	修了記念の写真代	実費
写真・アルバム代	全園児	アルバム製本代	実費

※ 購入した教材は、個人用として使用し、卒園の際にお返し致します。

※ 本表において、金額の範囲を定めているものについては、物価等の変動で多少なり変動するものもあります。

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

別表 2 一時預かり保育・延長保育に係る利用者負担金

【その他の費用】	一時預かり保育利用料	延長保育利用料
1 号認定	教育・保育時間後の利用 400 円 (月～金) 14: 15～18: 15 ※おやつ代 50 円は別途徴収 休業日(土曜日、長期休暇)の利用 1 日利用: 800 円/半日利用 400 円 ※給食費 250 円、おやつ代 50 円別途徴収	時間外保育の利用: 300 円 (月～金) 18: 15～19: 15
2 号認定 (標準時間認定)	-	(月～金) 18: 15～19: 15 日額: 300 円/月額: 3, 000 円
2 号認定 (短時間認定)	-	(月～金) 16: 15～19: 15 1 時間: 日額 250 円/月額: 2, 500 円 2 時間: 日額 500 円/月額: 3, 500 円 3 時間: 日額 800 円/月額: 5, 500 円

別表3 台風、緊急災害の保育について

《台風・緊急災害の保育について》

○暴風警報が発令された場合は、路線バスの運行に関わらず休園とします。

○暴風警報が解除された場合は、1時間後に開園します。

○午前中に暴風警報が解除され開園となった場合の給食については、各自お弁当持参とします。

○午後3時以降に暴風警報が解除された場合は、**休園**です。

○登園後に暴風警報が発令された場合、保護者の方は速やかに園児のお迎えをお願いします。

○台風時、緊急災害時は、ルクミーにてお知らせします。

※その他、台風の強度・緊急災害発生により、園長判断のもと臨時休園の措置をとる場合があります。ご了承ください。ルクミーにてお知らせ致します。

